



セーフティネット保証 4 号認定の提出書類について

佐倉市

※概要や認定基準などについては、認定申請書や中小企業庁のHPなどをご確認ください。

※提出書類：○は必須、△は該当者のみ必要、各 1 通

No	法人	個人		
1	○	○	認定申請書（市所定様式、市HPよりダウンロード） ※下記の様式から該当するものを選択。	
			認定基準	使用する様式
			①指定を受けた地域で事業を行う中小企業者	様式第4－①
			②創業者等であって、災害等が発生する前に営業していた等により売上高等を有していた者	様式第4－②
			③創業者等であって、災害等が発生する前に営業していなかった等により売上高等を有していなかった者	様式第4－③
2	○		商業登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」など、申請日から3か月以内発行のもの、コピー・インターネット謄本可）	
3		○	確定申告書（最新のもの1期分）	
4	○	○	認定申請書における、記載が必要な売上高などが確認できる書類	
5	△	△	委任状（金融機関等による代理申請の場合・任意書式）	
6	△	△	事業実態が佐倉市にあることが確認できる書類（謄本などで市内にあることが確認できない場合）	

※認定申請書における数値について

- 数値確認書類と認定申請書の数値が一致するようにしてください。数値は 1 円単位まで記載するものとし、「千円」等の省略は認めません。ただし、法人事業概況説明書などの数値根拠書類が「千円」単位である場合、添付書類及び認定申請書の数値を「000（0 を 3 つ付ける）」にしてください。（例：数値根拠書類：135 千円→認定申請書：135,000 円）

※No.4 の「認定申請書における、記載が必要な売上高などが確認できる書類」とは、

- 月次試算表、法人事業概況説明書、確定申告書、取引先別の内訳が記載されている売上帳簿などの客観的に確認できる書類のことです。
- レシートや領収書のコピーだけでは上記の証票と認められませんのでご注意ください。これらとともに、売り上げの実績額が分かる積み上げの計算書をご用意ください。
- 申請者名の記載がない提出書類（Excel や Word、手書きなどで作成した書類）は、申請者名の記載及び実印（申請者が個人事業主であれば個人の実印、法人であれば法人の実印です）を捺印してください。

※No.6 の「事業実態が佐倉市にあることが確認できる書類」とは

- 決算書、確定申告書、許認可証、納税書、公共料金納付書などの、事務所の所在が確認できる公的書類になります。

(本件についてのお問い合わせ先)

佐倉市海隣寺町 9 7

佐倉市役所 経済環境部 商工振興課

電話 0 4 3 - 4 8 4 - 6 5 2 9